宅地建物取引業者様へ新たなビジネスチャンスのご紹介

東京都産業労働局は、都内へ立地を 希望する企業に対して、都の制度や 民間不動産情報の提供をおこなうこ とを目的とした「東京都企業立地相談 センター」(以下センター)を平成29年 12月中旬にオープン **晝、手数料等不**雙 いたします。

立地を検討している方を紹介!!

当センターに問い合わせがあった、相談者が希望する 条件にマッチする物件情報をご提供いただきますと、当 センターは相談者へ協力事業者様の連絡先をお伝えし ます。その後、相談者から協力事業者へ直接連絡が入り ますので、物件について交渉・契約をしていただけます。

センターのサービスメニュー

協力事業者様との連携 民間物件紹介 (空き工場・倉庫・店舗・事務所、事業用地等)

東京都・区市町村の支援制度・保有物件紹介

センターから相談者の希望する物件情報をお知らせする方法

- ・ホームページ(協力事業者専用サイト)
- ・Eメール(場合によってFAX)

協力事業者様から物件情報をご提供いただく方法

- ・ホームページ内(協力事業者専用サイト)専用ページ よりWEBエントリー(申込)
- ・郵送又はFAX

登録方法

(2017年11月1日10:00より登録開始

下記URLより登録可能。 (書類等は必要ありません)

https://ilsc.tokyo/1/

ご登録後、当センターから 各団体に対し、所属の有無を 確認させていただきます。

※退会する場合は、センターのホームページ から簡単に退会手続きを行えます。

QRコードからの 登録も可能です。





民間物件を 相談者に紹介する イメージ



⑤直接交渉契約

③物件情報提供

平成29年12月中⁴ 日本橋にオ-

①無料相談 物件情報提供依頼

④物件提示

企業立地 淡センタ

登 録

- ●宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条に 規定する免許を有していること
- ●下記のいずれかの団体に所属していること
 - ·公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
 - ・公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部
 - ·一般社団法人 不動産流通経営協会
- ●暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京 都条例第54号)第2条第3号に規定する暴力団員及び 同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)、暴力団 (同条第2号に規定する暴力団をいう。)及び法人その 他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員 若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと

センター利用に関する事前同意事項

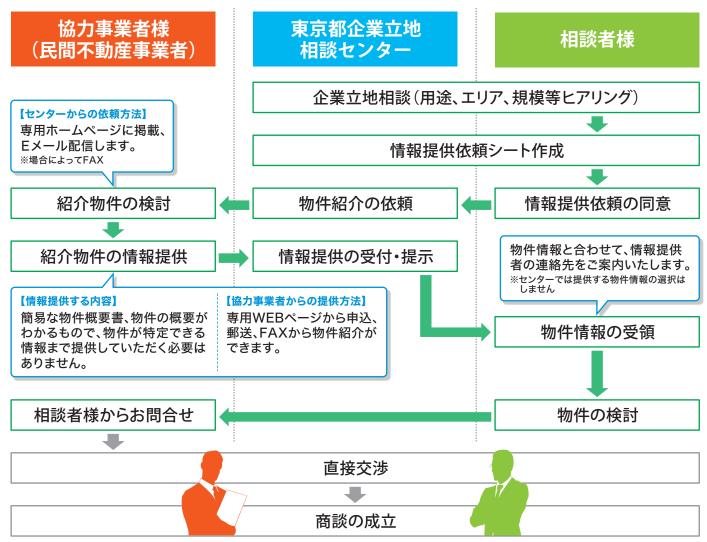
- ・相談者との立地に関する連絡調整、交渉、契約その他の行為について 当センターは責任を負わないこと。
- ・当センターから得た情報を事前に相談者、センターの承諾なく第三者 に開示又は漏えいしないこと。

お問い合わせ先

東京都企業立地相談センター準備事務局 [㈱URリンケージ内] ilsc@urlk.co.jp



■ 協力事業者様と連携した相談フロー



※センターは、交渉及び契約等には、一切関与しません。

■ 協力事業者様専用ホームページイメージ

協力事業者にご登録後、センターより協力事業者様専用ホームページにログインできるID、パスワードを発行いたします。

